



警察比例の原則

有名な昔話に「桃太郎の鬼退治」の話がある。

桃から生まれた桃太郎が、犬、猿、雉をしたがえて鬼ヶ島の鬼を退治する「武勇伝」だ。話の中の桃太郎は「気は優しくて力持ち」といった人物像で描かれているが、それは警察官の理想像でもある。

多くの人々と接する機会の多い警察官は、「気の優しさ」がなければ、信頼を勝ち得ることはできない。

また、変転万化する事象の中で凶悪な犯人と対峙せざるを得ない警察官は、体力、気力をはじめ各般の技術力のいずれにおいても真の「力持ち」でなければならない。

こうした観点から警察の幹部はしばしば、警察官は「桃太郎」のごとくあれと訓示してきたものである。

「気の優しさ」については、一人一人の警察官が情操を高め、事において誠実に処することに徹するよう努めることに尽きる。

他方、「力持ち」については、どの程度の「力」を養い、現場でどの程度の「力」を行使すべきかについてはいささか検討を要する。

それは講学上、警察権行使の条理上の準則として「警察比例の原則」が唱えられていることによる。

それは「警察権の発動は、その対象が社会に与える障害や危険の程度に比例した必要最小限度のものにとどめるべきである」とする。

つまり、相手方(例えば犯人)が行使する実力に比例する限度を超えた力の行使は認められないとするものである。

ここでの「比例」という言葉は、もともと数学上の概念に由来するものであって、「二つの量の比が他の二つの量の比と等しい」(広辞苑)ことをいう。

したがってこれを文字通りに考えるならば、「警察比例の原則」とは、警察官の「力」と相手方の「力」とが等しいことを要求するものとなる。

巷間、そのように考える人々も多く、過去において犯人の制圧、デモの警備活動などについて、比例原則を根拠に「過剰警備」などの批判が多く行われてきた。

特に凶器をもって警察官の逮捕制圧に抵抗する犯人に対し、けん銃を発射して危害が生じた場合、その人身被害を批判して、けん銃の過剰使用を非難する事例は枚挙にいとまがなかった。

しかし、警察違反の状態を排除して社会秩序を維持する責任を有する警察が、常に相手方の「力」と等しい「力」しか行使し得ないとすれば、ついに社会秩序の維持は果たされないこととなるのではなからうか。

相撲について見ても、相手方の力と等しい「力」と「技」を出しているだけでは「水入り」となってしまうことはできない。

また、相撲に限らず、あらゆる勝負事においては、相手方の力に勝る力がなければ、勝つことはできない。したがって、いずれの場合でも相手方に勝つための「力」をつけるために平素の厳しい修練が求められている。

警察の場合でも、社会秩序維持の目的を達成するためには平素から相手方の力と技術を上回る力と技術を練磨しておいてはじめて相手方を制圧し社会秩序維持の責任を果たすことが出来ることとなる。

この場合、相手方の「力」が「十」であった場合、その秩序違反の状態を除去するため

に警察官が行使した力が「十一」であれば良いのか、あるいは、「十五」であった場合には比例原則に反するのかなどの問題については、単に算数計算で決すべきものではない。

警察としては何よりも、秩序違反の障害や危険を排除して社会秩序の維持を図る責任を負っている。

その責任を果たすためには、秩序違反の当事者の力に優る「力」によって障害や危険を排除しなければならない。

その場合、警察力の行使が相手方の力を上回った程度について算数的な物差しだけで判断してはならないのであって、あくまでも現実の状況に即して、健全な社会通念に基づいて警察力が社会秩序の維持に貢献することについて必要かつ十分なものであったかどうかの基準によって判断すべきである。

すなわち警察力の行使がその責務を遂行するため、社会的相当性を有するものであるかどうかを判断することが大切なのである。

このように「警察比例の原則」は形式的にはなく、実質的に解釈、運用されることが望ましい。

すなわち、社会秩序維持の目的を達成するための警察の実力（即時強制権）行使はたとえ相手方の「力」を上回ったとしても、それが警察目的達成のために社会的相当性のある必要かつ十分なものと判断される限り「警察比例の原則」を逸脱するものではないと考えるべきである。

そうでなければ、桃太郎のように的確な鬼退治は果たし得ず、社会秩序を維持して社会の安全を保つ戦いに勝利することはできない。